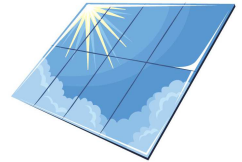




香川県内で50kW以上の太陽光発電施設 を計画・検討又は既に設置している皆様へ



「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定しました。

(平成31年4月1日から運用開始)

○目的

太陽光発電事業者が事業を実施するに当たり、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生した事業となることを目的としています。

○適用対象施設

平成31年4月1日以降に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」といいます。)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画(以下「事業計画」といいます。)の認定申請を行う(平成31年4月1日時点で認定申請中を含む)、次の施設を対象とします。

(対象)

- ・設備 太陽光発電施設(太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等)及びその付属設備(変圧器、蓄電設備、送電線等))
- ・設置場所 香川県内(隣接県にまたがる場合を含む)
- ・施設規模 出力50kW以上(実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合を含む)

- ・建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。
- ・出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値とする。

【注意】 本ガイドラインに定める一部の規定は、平成31年3月31日以前に、再エネ特措法に基づく事業計画の認定を得た施設、及び改正前(平成29年3月31日以前)の再エネ特措法(以下「旧制度」といいます。)に基づく設備の認定を得た施設についても対象となりますので、注意してください

【提出・問い合わせ先】

香川県 環境森林部 環境政策課 総務・土地利用計画グループ

TEL:087-832-3209 FAX:087-806-0227 e-mail:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

○事業者の皆様を守っていただきたい事項（主なもの）

①土地の選定等に当たっての十分な考慮

「災害防止の観点」と「良好な自然環境・生活環境等の保全の観点」から「土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域」を設定しています。事業者は、事業予定地が当該区域に該当するかどうか十分に確認を行い、該当する場合は関係法令の担当窓口と十分に協議・調整を行って下さい。

具体的な区域は次頁に掲載しているとおります。

②事業計画書の提出

事業者は、再エネ特措法に基づく事業計画の認定申請を行う前に、設置予定場所その他事業の内容を記載した「事業計画書」を提出して下さい。

既に認定を得ている施設については、国に提出した「事業計画認定申請書」の写しと国から受領した「認定通知書」の写し（旧制度からの「みなし認定」の場合は「事業計画書【みなし認定用】」の写し）を提出して下さい。

③地域住民（自治会、水利関係者など）への十分な説明

事業者は、事業計画書の内容等について、地域住民への十分な説明を行い、説明の相手方や主な意見とその対応などを記載した「説明会等実施状況報告書」を提出して下さい。

④届出事項変更届の提出

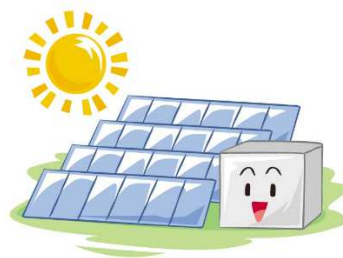
事業者は、②の内容が変更となった場合には、「届出事項変更届」を提出して下さい。

⑤事業廃止届の提出

事業者は、事業を廃止しようとする場合には、速やかに、設備廃棄予定や廃止理由などを記載した「事業廃止届」を提出して下さい。

県ホームページの関連サイトのQRコードはこちら⇒

⇒又は香川県 太陽光 ガイドラインで検索



土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域

[災害防止の観点]

| 関係法令 | 対象区域等 |
|-----------------------------------|----------------------|
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 |
| 砂防法 | 砂防指定地 |
| 森林法 | 保安林及び保安施設地区の区域 |
| 河川法 | 河川区域 |
| 海岸法 | 海岸保全区域 |
| 港湾法 | 港湾隣接地域及び臨港地区 |
| 農業用ため池の管理及び保全に関する法律及びため池の保全に関する条例 | ため池 |

[良好な自然環境・生活環境等の保全の観点]

| 関係法令 | 対象区域等 |
|----------------------------|---|
| 自然公園法及び香川県立自然公園条例 | 国立公園及び県立自然公園 |
| 自然環境保全法及び香川県自然環境保全条例 | 香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護地区 |
| 香川県希少野生生物の保護に関する条例 | 指定希少野生生物保護区 |
| 景観法及び市町景観条例 | 景観形成重点地区 |
| 都市計画法 | 風致地区 |
| 農地法 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域及び第1種農地 |
| 森林法（再掲） | 地域森林計画対象民有林 |
| 文化財保護法並びに県及び市町文化財保護条例 | 国・県・市町指定の史跡・名勝・天然記念物の指定地、伝統的建造物群保存地区及び周知の埋蔵文化財包蔵地 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県自然海浜保全条例 | 自然海浜保全地区 |
| 海岸法（再掲） | 一般公共海岸区域 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 指定区域 |

県ガイドライン等手続きフロー

